

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成29年9月25日(月)午後7時00分～午後7時21分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 吉田 眞理
2 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
3 番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5 番委員 森 本 浩 司

3 説明等のため出席した教育委員会職員等の氏名

- | | |
|----------|---------|
| 教育部長 | 内 田 里 美 |
| 教育部副部長 | 友 部 誠 人 |
| 教育総務課長 | 飯 田 義 一 |
| 学校安全課長 | 川 口 博 幸 |
| 教育指導課長 | 菴 原 晃 |
| 教育指導課副課長 | 瀬 戸 浩 |
| 保育課保育係長 | 大 野 修 司 |
| 保育課主事 | 石 田 彩 佳 |

(事務局)

- | | |
|-----------|-------|
| 教育総務課総務係長 | 高 瀬 聖 |
| 教育総務課主任 | 田 代 香 |

4 報告事項

- (1) 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
施行規則の改正について (教育指導課)

5 議事日程

- 日程第1 議案第25号 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正
する規則について (教育総務課)

6 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
(2) 8月定例会会議録の承認…萩原委員報告
(3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、栢沼委員に決定

(4) 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
施行規則の改正について (教育指導課)

教育指導課長…それでは私から、報告事項「小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の改正」についてご報告申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度における市立幼稚園の保育料につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、「小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則」第3条第1号により、その世帯の所得状況や家族状況などを勘案して市が決定しております。

国では、これまでも幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして、原則小学校3年生までの範囲内で子どもが2人以上いる場合、第2子を半額、第3子以降を無償とする特例措置を講じておりました。

平成29年度からは、低所得世帯に対する更なる軽減措置の拡充として、市民税の額が非課税又は均等割りのみの世帯において、第2子以降を1,500円から無償にするとともに、所得割額が77,101円未満の世帯につきましても、第1子の金額を16,100円から14,100円に引き下げ、これにより第2子の金額も8,000円から7,000円に引き下げられました。また、同じく所得割額が77,101円未満の世帯のひとり親等世帯につきましては、第1子の金額を7,500円から3,000円に引き下げる措置を講ずることとなりました。

国による、子ども子育て支援法施行令の一部を改正する政令については、平成29年4月から施行されておりましたが、本市では主管課であります保育課の「保育料徴収システム」の改修作業も必要であったため、その作業が完了し、新たな負担軽減措置への対応が可能となりました8月に規則の改正を行い、市立幼稚園の保育料につきましては、平成29年4月に遡って適用しようとするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で、保育課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(保育課 退席)

(5) 日程第1 議案第25号 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を
改正する規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第25号「小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を御説明申し上げます。

これは、教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の専決等についてを規定することに伴い、改正するものです。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から、議案第25号「小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」について細部説明を申し上げます。

議案書をおめくりいただいたページが、規則案でございます。その後ろに議案説明資料と参考資料として添付しております新旧対照表、そして現行の

「小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則」、平成27年4月改正前の「小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」がございますので、併せてご参照ください。

まず、今回改正する規則の概要をご説明しますので、現行の「小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則」をご覧ください。右肩に「現行」と記載しております規則でございます。

この規則では、第2条で教育委員会固有の権限として、教育長に委任する事務から除く事務を規定するとともに、当該事務以外は教育長に委任することとしております。

裏面の第3条では第2条の事務を執行するに当たり、教育委員会の会議に付する時間的余裕がなかった場合における教育長の臨時代理について定めております。

本市においては、新教育長制度に移行する10月1日までは、経過措置により、この規則は効力を有しておりません。現在は、もう一つお配りしている平成27年4月改正前の「小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」が適用されております。

本日は、先ほどご説明した「現行」と表示している規則を改正するものでございます。

次に、議案説明資料をご覧ください。右肩に議案説明資料と表示しております。

まず、改正理由でございます。

今回の規則改正につきましては、事務の性質上、教育委員会の権限として留保する必要がある事務について、教育長に委任する事務から除くとともに、教育長の専決についての規定を整備する等のため改正するものです。

次に、内容でございます。

はじめに、1は、第2条関係の改正内容でございますが、(1)から(5)に掲げる事務について、教育委員会の権限として留保する必要があることから第2条に追加いたします。これらに共通するのは、相手方に対する通知等を「教育委員会」の名義で出しているものとなります。また、(6)として、これらに類する事務についても教育委員会の権限として留保し、教育長に委任する事務から除くものでございます。

次に、2でございますが、今回の改正で追加する第4条の内容でございますが、教育長の専決について定める規定を整備するものでございます。

教育委員会の会議は大所高所から重要な事項について議論していただく場でございますので、重要でない事項については、教育長が教育委員会の名の下に決裁するという趣旨でございます。教育長の名で決裁する「委任」や教育委員会を開催する時間的余裕がないためにやむを得ず行う「臨時代理」とは異なるものでございます。

教育長の専決事項については、改正前の「小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」、右上に平成27年4月改正前と表示している規則でございますが、こちらの第5条と概ね同様となるようにしております。具体的には、議案説明資料の(1)のAから裏面のCまでに記載した事項を教育長の専決事項とさせていただくもので、学校や教育委員会事務局の管理職以外の職員の人事などについて教育長が専決できることとするもので、こちらについては従前と何ら変わりはありません。

裏面をご覧ください。

(2)でございますが、教育長が専決した場合においても、重要若しくは異例に属するとき、又は教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会に概要を報告しなければならないとするものでございます。

また、3その他にございますように、字句の修正等、規定の整備をさせていただきます。

なお、適用については、平成29年10月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

7 その他

和田委員長…最後に私から一言申し上げます。

実は、本日の教育委員会定例会を持ちまして、教育長制度が変わりますので、私が務めていた教育委員長という制度がなくなります。本日が委員長として最後の教育委員会定例会となりました。教育委員になってから9年間という長きに渡って務めさせていただきました。その間に、教育長が変わり、事務局の皆さんが新しい顔ぶれになり、教育委員の皆さんも交代したりとありましたが、本当に9年の間皆さん支えていただいたというのが実感です。こんなに多くの方々に支えられて、このような仕事をさせていただけたということは本当に幸せなことだと思います。これからまた新教育長制度の流れの中で、委員として継続して関わらせていただくことになると思いますが、その節は教育委員として任務を果たせたらと思っております。それもまた皆さんに支えていただければならないことなので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

教育部長…今、和田委員長からご挨拶いただく前に、私からきちんとお話をさせていただかなければなりませんでしたが、前後しまして申し訳ございません。

栢沼教育長と森本委員ですが、9月30日をもって任期が満了となりますが、本日の本会議におきまして人事案として栢沼教育長、そして森本教育委員の人事案を議会に上程させていただきました。正式に教育長と教育委員としてお二人とも議決をいただきましたので、ここで報告させていただきます。

和田委員長がおっしゃられましたように栢沼教育長につきましては、新教育長制度になりまして、教育長が教育委員長も兼ねるということで、今までは教育長と教育委員長は別という形でおりましたが、この10月1日からは新教育長制度に則った新しい教育長として、教育長と教育委員長が一緒になるということでご理解いただきたいと思います。

なお、議会では全市議会議員からの賛成をいただきましたので、付け加えて報告させていただきます。

また、和田委員長におかれましては、委員長としては9年間大変お世話になりました。これからは教育委員ということで委員長ではなくなりますが、いろいろなご意見をいただければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

8 委員長閉会宣言

平成29年9月29日

委員長

署名委員（吉田委員）

署名委員（栢沼委員）